

詩事斷

大名華族は各舊藩地に歸住すべし
宮内大臣土方子は本月十五日宮内省達第五號を以て華族一般自今地方に就き產業に從事し或は家計と維持する

は其事情と具し貿易換と顕出べし其目的に至當と認認
むるものと聞居くる旨達せられより我輩は嘗て大名諸
藩主が各藩領地に歸住するの良策あるを論じて獨り華
族諸氏生計の爲めとならず日本國經濟上社會上の利益
を圖りて今日に如く之を東京狹隘に一地に押込め置く
の姿あるは如何しき次第とも陳述したるゝ讀者諸君に
就きしむるの精神なると明白にして斯く東京を離るゝ
記憶せらるゝ所あらん然るふ今回宮内大臣の達令に從
來ハ華族籠居主義を排棄して自由に各地に赴き產業に
就きしむるの精神なると明白にして斯く東京を離るゝ
の特許を得たるに就て我輩の持論を云へば舊諸藩の大
名が地方の土地を撰みに當り其場所の事情にも通せざ
る新規の地に移らんよりは徳川三百年の其間に既に已
に住慣れたる藩領地に歸るみそ便利をもて飽くまで
も之を勧むるものなり或は世間の一説に大名華族を舊
藩領に就きしむるは封建昔日餘炎を今日に再燃せし
むるの媒介などて之よ心配する者もある可し一應其
となれば縱令賣藩主々其藩領も居て構ればとて以て
文明の大勢に抗して封建主義の遺毒を再蘇せしむるに
足らざるは數に於て明に見る可し我輩は決して論者の
言に同して其説藩說と非難せる能はざるあり

毎度申す通り華族は帝室の藩場に於て兼て社會の標準
なりと云ふと雖ども從前の如く華族の一門東京にのみ
整伏して一步府外の地を踏まざるのみあるかず府内に居
りあがら尙ほ府内の社會とも隔絶して恰も一小桃源の如
天を爲すが如き有様みては社會公衆の人は其存在を忘
れて世に華族の有無さへ介意せざるに至ると自然の勢
にして争で之を仰いで己れの標準とするものひふんや
現今華族の無勢力は全く東京籠居の致す所ありとせば之を
恢復して真正ある華族の稱呼資格を空うせしめざるの
手段に各自地方に散在て自分の名譽自分の資産に依頼
し人事交際と務先をひむるに在ると勿論ありと雖も凡
そ名譽と云ひ資産と云ひ能く其實用を示して始めて重
要ある可し依て案するに華族諸氏は其子弟を教育する
任を終へたるに非ず更に進んで其地方に於て謂ゆる帝
室に藩場に兼て社會の標準たるべき實を顯はすると肝
第教育の仕組と設くるみと固より必要として教師を雇
ひ書籍器械を用意するが如き富家之家に尋常一樣の事
托するの慣行なれども地方に移るの後は自家の私に子
弟教育の仕組と設くるみと固より必要として教師を雇
ひ書籍器械を用意するが如き富家之家に尋常一樣の事
托して共に學ぶみとを許したらば鄉黨隣里は恰も子弟教
育の伴食するものにして其深忘れんと欲するも得べ
からず特別の費用多くトすして人に傳するは大あり又
藩間の如きも地方連絡の常と見て其人に乏しく疾病創
痍あるに碌んで甚だ狼狽困苦するは毎度我輩の見聞す

る所にして氣に毒に堪へざる所あるに華族譜氏が其家眷を引連れ地方に移住するに付ては必ず特ふ家醫を雇ふて同伴するよとあらんなれば自家は病用よ兼て地方疾苦の人の診察治療をも施さし先或は其計畫を大にして病院を建設し併せて地方衛生の事業を進ましむるの工風も華族の信用勢力を高むべき一に方便ある可し學校病院二者の外にも尙ほ其手段と尋ねたらば自ら他産業に妨げなく又家計の難事ても不更かくして同詩

○東京府令第六十號
明治十八年(六月)甲第四十二號布達營油營業人心得書
第二十七項左ノ通更正ス
明治廿年十月廿一日 東京府知事男爵高崎五六
第二十七項 檢查員携帶ノ造石検査簿ハ認並製成營
油検査ノ都度記入スルモノトス營業人ハ請印トシテ
之ニ調印スセ
東京府第六十號參照
明治十九年(六月)甲第四十二號布達申抄
第二十七項 造石検査簿ハ甲ニ帳ヲレ甲管庫ニ備ヘ乙帳ハ貯蓄
人ニ下付シ預託並用奉候人ニシテレヒトニモ存ヘハ此ニシテ
人ニ下付シ預託並用奉候人ニシテレヒトニモ存ヘハ此ニシテ

「と物語り夫より木の組立などその肖ゑふると稱讀を東西古今相符合し日本の建築は大て更に變化なく一初見の堂宇こそ如て一百間の間する

右の如く大名華族が各其藩封土に歸住するは同族一門の爲を計るも社會公衆の利益より言ふも與に利あつて害あき次第あれ其外我輩が歸住の諸氏又切望する所の者は其身を政治の境外に置き一切政論又關係せらずして獨立するの一事なり華族諸氏が公の爲め又私の爲めに經營すべき事業の多き、商工農製造技術何れに邊に其手を下すも素より勝手ありと雖も若し政論家を以て自ら任亥て時の政談ふ容喙するもばらば諸氏は地方に名聲を耀かしと同時に又怨恨の府と爲りて社會標進の資格を失ひ遂に帝室に對しても藩境の効なに至るべし即ち我輩が政治境外又専ら經營の事業と求むべしと勧むる由縁にして諸氏が能く此則を守ると守ふざるとは國の長計に關し又帝室の輕重に關するとも大なる可し或は今の時勢に於ては華族が自ら其分限を忘れて漫に政治界又狂奔するの様子も見えざれば先づ以て安心あざと雖ども若し萬一も舊藩の士民が其政論の歸れる所を殊にして舊藩主の歸藩を促し政治上爲めにする所あらんとするが如だ掛念もあらば政府に於ては其移住を許可す可らざると當然にして現に宮内大臣の達文にも其目的至當と認むるのは聞居くべしとあるも或へ此邊の精神なるべし我輩に於て固より異議ある可くす但し地方移住は事は一二已と難に場合を除き他は務て華族其人の取捨隨意又任せんこと併せて所望する所のものなり

○井上鐵道局長官には信越鐵道線路巡視として去る
十日東京出立越後直江津へ赴きしが事了りて去る十八
日歸京迄たるよし又同長官に隨伴したる松本技師及び
山陽鐵道の大嶋仙藏氏も同日歸京したりといふ
○ビスマーク公の體重 獨逸首相ビスマーク公は此程
キフシンゼンに於て其體重を量りたるに昨年の今頃と
丁度同玄量みて二百八英斤即ち廿四貫九百六十目あり
さるよし

○勅令 媵茲ニ主理錄事ノ官等俸給ヲ裁可ス
御名 明治二十年 内閣總理大臣伯爵伊藤博文
十月二十日 御璽 海軍大臣伯爵西郷從道
勅令第五十五號 主理錄事官等俸給
主理ノ官等ハ勅任一等以下奏任六等以上トス其年俸ハ
明治十九年勅令第四十一號ニ依ル
錄事ノ官等月俸ハ明治十九年勅令第三十六號ニ依ル
○内務省訓令第四十五號 北海道廳 府縣沖繩縣
社寺ヨシニテ若シ其社殿堂宇等祭祀法用ニ必要ナル部分
公賣處分ヲ請タル場合ニ於テハ該處分ノ日ヨリ百日以内
内ニ再建ノ方法ヲ立テ關係者遷署寺院ハ管長副書ヲ以テ
ヲ届出ルモノニ限リ建築ノ爲メ滿二箇年間ノ猶豫ヲ與
フベシ百日ヲ経テ再建ノ方法ヲ不申出又ハ満二箇年間
ニ建築セザルモノハ明細帳ヲ刪除スベシ
明治廿年十月廿一日 内務大臣伯爵山縣有朋
○陸軍省告示第六號 本年九月當省告示第五號召募スベキ修技生志願者出願
期日本月二十日迄ノ處來ル十一月十日迄延期ス
明治廿年十月廿一日 陸軍大臣伯爵大山巖
金事務ヲ取扱ハシム
明治廿年十月廿一日 遺信大臣子爵復本武揚

○井上鐵道局長官には信越鐵道線路巡視として去る
十日東京出立越後直江津へ赴きしが事了りて去る十八
日歸京玄たるよし又同長官に隨伴したる松本技師及び
山陽鐵道の大鷗寺藏氏も同日歸京したりといふ
○ビスマーク公の體重 獨逸首相ビスマーク公は此程
丁度同玄量みて二百八英斤即ち廿四貫九百六十目あり
ふるよし
○新聞の發行 近日府下に於て公論新聞と云へる新聞
を發行せんとの企てあるよしにて其發起者は舊自由黨
の人々なりと云へり
○獨逸の博士日本の建築を評す プロシヤ王國の樞密
參事官として建築官兼教授あるエンデ氏は彼の國に有名
ある建築官ビヨフクマン氏と組合ひ當時柏林府に於
て建築事業に從事玄獨逸第一流の建築家としてその名
聲歐洲大陸に隠れゆき博士なるが光程少しの餘暇を偷
みて日本に遊び其道の人と先づ第一に建築局を訪ひ
種々談話の末日本國中最も舊き建築ある西京奈良等を
一巡せんと志し同局員八木氏と同伴して彼處有名ある
神宮佛閣を一覽矣建築學上いろ／＼有益なる談話も
多かる中に氏が最も驚いたるは木造の殿堂伽藍もまた
千載百年の久しきに耐へ今日に至るも依然その僅に保
存し居る一事にて氏の言に「此驚きは獨ど余のみなら
ず木造家屋の千年以上保持すると恐らく歐洲建築家
は思ひ寄らざる事なるべしもかえ論より證據の目前斯
る殿堂を實見する事ゆゑ疑ふ可くもあらず此頃にて行
々ば最早石も煉瓦も無用なる可し然れども木造家屋は
車の火災に罹りて燒燬し暴風に遭ふて倒るゝ方が當然
にて斯る危險の建築に幾千萬圓の大金を投げて萬一を
僥倖するとの實に日本人の大膽ある相場心に驚くなり

刀劍買入所
刀劍小道具足具馬具鐵道具類金銀織物精々高價
請候 神田今川小路
三丁目一番地
弘 聚 社

株金募集期限廣告

丁令船鉄座一
ナムヨコノテ
ナムシテ者アリ
ナムヨコノ同キ
ナムヨコノ貰ヒ
ナムヨコノ廣告
ナル者ヲ創立シ博
聞雑誌發刊ノ廣告
注意

○井上鐵道局長官には信越鐵道線路巡視として去る
十日東京出立越後直江津へ赴きしが事了りて去る十八
日歸京玄たるよし又同長官に隨伴したる松本技師及び
山陽鐵道の大鷗寺藏氏も同日歸京したりといふ
○ビスマーク公の體重 獨逸首相ビスマーク公は此程
丁度同玄量みて二百八英斤即ち廿四貫九百六十目あり
ふるよし
○新聞の發行 近日府下に於て公論新聞と云へる新聞
を發行せんとの企てあるよしにて其發起者は舊自由黨
の人々なりと云へり
○獨逸の博士日本の建築を評す プロシヤ王國の樞密
參事官として建築官兼教授あるエンデ氏は彼の國に有名
ある建築官ビヨフクマン氏と組合ひ當時柏林府に於
て建築事業に從事玄獨逸第一流の建築家としてその名
聲歐洲大陸に隠れゆき博士なるが光程少しの餘暇を偷
みて日本に遊び其道の人と先づ第一に建築局を訪ひ
種々談話の末日本國中最も舊き建築ある西京奈良等を
一巡せんと志し同局員八木氏と同伴して彼處有名ある
神宮佛閣を一覽矣建築學上いろ／＼有益なる談話も
多かる中に氏が最も驚いたるは木造の殿堂伽藍もまた
千載百年の久しきに耐へ今日に至るも依然その僅に保
存し居る一事にて氏の言に「此驚きは獨ど余のみなら
ず木造家屋の千年以上保持すると恐らく歐洲建築家
は思ひ寄らざる事なるべしもかえ論より證據の目前斯
る殿堂を實見する事ゆゑ疑ふ可くもあらず此頃にて行
々ば最早石も煉瓦も無用なる可し然れども木造家屋は
車の火災に罹りて燒燬し暴風に遭ふて倒るゝ方が當然
にて斯る危險の建築に幾千萬圓の大金を投げて萬一を
僥倖するとの實に日本人の大膽ある相場心に驚くなり

百年來嘗て一度ある所なり志と云ふ
疑念と起しよくして屋上の瓦は總て一重二重と
の端を水門又は深中無二の大避雷針
三百零三英里區岡山廣島間第三
凡う三年を要す
今より九年を期す
測量は日本本土全
にて本年五月中旬の區域を定めて
る八月一杯にて
一同を神戸に集め
したるを以て社是
廟出でたるよしに
英國へ注文した
するよしにてレ
込み九月下旬神
し因に記す山陽鐵
郎、副社長村野山
五郎、伊藤長次郎
米澤長衡、諫波二
ありと云ふ

弊店幾今回營業上
雜誌發售方益擴張
幸に御愛顧御注